

国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程

平成16年4月1日制定

平成16年規程第21号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。）第38条第6項の規定により、国立大学法人大分大学（以下「本法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関して、必要な事項を定める。

2 この規程に定めのある場合のほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）（以下「労基法」という。）及びその他の関係法令並びに就業規則の定めるところによる。

(学長の責務等)

第2条 学長は、勤務時間、休日、休暇等に関する事務の実施に当たっては、大学の円滑な運営に配慮するとともに、職員の健康及び福祉を考慮することにより、職員の適正な勤務条件の確保に努めなければならない。

2 学長は、この規程による権限の一部を学内の職員に委任することができる。

(所定勤務時間)

第3条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。

2 1日の勤務時間は7時間45分とする。

(休憩時間)

第4条 学長は、1日の勤務時間の途中に1時間の休憩時間を置かななければならない。

第5条 削除

(勤務時間の割り振り等)

第6条 職員の勤務時間、休憩時間の割り振り並びに始業及び終業の時刻は、別表第1のとおりとする。ただし、大学の運営、業務の対応等の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等については、別表第2から別表第6の定めるところによる。

2 業務の都合上必要があると認める場合は、休憩時間を変更することができる。

3 別表第6の勤務時間に係る割り振りは、監査室、各課、学部事務部その他これに準ずる組織の長が1か月ごとに行うものとする。

第7条 削除

第8条 削除

(休日)

第9条 職員の休日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法定休日は土曜日とする。

(2) 法定外休日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）とする。

2 前項にかかわらず、別表第4に掲げる職員の休日については、別に定める。

(4週間単位の変形労働時間制)

第10条 業務運営上の都合により特別の形態によって勤務する必要がある職員には、4週間単位の変形労働時間制を適用するものとする。

2 前項の規定により4週間単位の変形労働時間制を適用する職員の勤務時間等については、第

3条、第6条第1項、前条及び第12条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 所定勤務時間は、学長が別に定める日を起算日とする4週間（以下この条において「単位期間」という。）ごとの期間を平均し、1週間当たり38時間45分以内とする。

(2) 始業時刻等は、別表第4のとおりとする。

(3) 休日は、各単位期間につき、8日以上設ける。ただし、業務の都合上必要がある場合には、定められた休日をあらかじめ同一単位期間内の他の日に振り替えることがある。

(4) 前号の休日のうち、最初の4日の休日を法定休日とし、それ以外の休日を法定外休日とする。なお、法定外休日については、時間単位で振り替えることができるものとする。

3 前項の規定により定められた勤務時間等は、当該単位期間の始まる1週間前までに対象となる職員に周知するものとする。

(1年単位の変形労働時間制)

第11条 業務運営上の都合により特別の形態によって勤務する必要がある職員には、1年単位の変形労働時間制を適用するものとする。

2 前項の規定により1年単位の変形労働時間制を適用する職員の勤務時間等については、第3条、第6条第1項、第9条及び第12条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 所定勤務時間は、毎年度4月1日を起算日とする1年単位ごとの期間（以下この条において「単位期間」という。）を平均し、1週間当たり38時間45分以内とする。

(2) 始業時刻等は、別表第3のとおりとする。

(3) 業務の都合上必要がある場合には、1年単位の変形労働時間制に係る就業規則第39条に規定する労使協定の休日をあらかじめ他の日に振り替えることがある。

3 前項の規定により定められた勤務時間等は、当該単位期間の始まる1週間前までに対象となる職員に周知するものとする。

(休日の振替)

第12条 学長は、第9条に規定する休日に業務の都合上、勤務を命ずる必要がある場合は、あらかじめ、当該休日を勤務日とし、当該休日を起算日とする4週間前の日から8週間後の日までの期間内にある勤務日にこれを振り替えることができる。この場合において、法定外休日の振替を行うときは、半日（原則として午前の場合は8時30分から午後0時、午後の場合は午後1時から午後5時15分）又は時間単位での振替ができるものとする。

(休日の振替の手続)

第13条 前条に定める休日の振替は、別に定める休日の振替簿により行うものとし、その振替については、できる限り職員の意向に沿うものとする。

(裁量労働制)

第14条 就業規則第2条第1項に規定する教育職員（教授、准教授、講師、助教及び助手の職にある職員に限る。医学部で診療に従事するものを除く。）のうち希望する者については、第3条及び第6条第1項の規定にかかわらず、当該教育職員が行う職務の遂行の手段及び時間配分の決定等について当該教育職員の裁量に委ねる裁量労働制を適用するものとする。

2 裁量労働制におけるみなし労働時間は、別表第5のとおりとする。

3 第1項の規定に定めるもののほか、裁量労働制に関し必要な事項は、就業規則第39条に規定する労使協定の定めるところによる。

4 部局長については、前項の規定にかかわらず適用しない。

(勤務場所以外の勤務)

第15条 職員は、業務の都合上必要があると認められる場合には、通常の勤務場所を離れて勤務することを命ぜられることがある。

2 職員が前項の職務を命ぜられた場合において、当該勤務の勤務時間を算定しがたいときは、割り振られた勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、勤務時間を超えて勤務する必要がある場合には、当該業務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。

(所定労働時間以外の勤務)

第16条 職員は、業務の都合上必要があると認められる場合には、超過勤務又は休日に勤務を命ぜられることがある。

- 2 前項の規定により勤務を命ぜられた時間が、第3条第2項に規定する勤務時間を通じて8時間を超えるとときは、1時間の休憩時間(所定勤務時間の途中に置かれる休憩時間を含む。)を勤務時間の途中に置かなければならない。
- 3 学長は、小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員が超過勤務時間を短いものとするを申し出た場合には、当該職員以外の職員の基準より短いものとし、かつ、1年に150時間を超えない基準とすることがある。
- 4 学長は、3歳に満たない子の養育を行う職員が請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定の勤務時間を超える勤務をさせてはならない。ただし、学長と職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは、職員の過半数を代表する者と締結した協定により、適用除外とされた者は除く。
- 5 学長は、妊娠中又は出産後1年を経過しない職員が請求した場合は、第1項の超過勤務又は休日に勤務を命じないものとする。

(深夜勤務)

第17条 職員は、業務の都合上必要があると認められる場合には、深夜(午後10時から午前5時)に勤務を命ぜられることがある。

- 2 学長は、小学校就学前の子の養育若しくは家族の介護を行う職員又は妊娠中若しくは出産後1年を経過しない職員が請求した場合には、前項に規定する時間に勤務させてはならない。
- 3 学長は、交代制勤務においても、妊娠中若しくは出産後1年を経過しない職員が請求した場合には、第1項に規定する時間に勤務させてはならない。

(災害時等の勤務)

第18条 職員は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、その必要限度において、超過勤務又は休日に勤務を命ぜられることがある。

(宿日直)

第19条 学長は、職員に対し、勤務時間以外の時間又は休日に本来の業務に従事しないで施設、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受等の宿日直を命ずることができる。

(出勤の確認)

第20条 職員は、始業時刻までに出勤し、出勤後直ちに出勤簿に押印することにより、出勤を確認するものとする。ただし、やむを得ない場合は、当該押印を署名に代えることができる。

- 2 前項ただし書により署名した場合は、事後速やかに押印に訂正するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、別に定める方法により、出勤を確認することができる。

(勤務間インターバル及び代償休息)

第20条の2 学長は、医学部附属病院に勤務する職員(医師に限る。)のうち、時間外勤務又は休日勤務の状況から追加的な健康確保措置が必要と認められるもの(以下「対象医師」という。)については、勤務終了後から次の勤務の開始までの間に、健康の保持等に必要とされた連続した休息时间(以下「勤務間インターバル」という。)を確保しなければならない。ただし、対象医師が緊急その他やむを得ない事由により発生した業務に従事する場合はこの限りでない。

- 2 学長は、勤務間インターバルを確保できなかった場合は、当該勤務間インターバル終了後、速やかに確保できなかった勤務間インターバルの時間に相当する時間の休息时间(以下「代償休息」という。)を確保しなければならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、勤務間インターバル及び代償休息に関し必要な事項は、別に定める。

(休暇の種類)

第21条 職員の有給休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(年次有給休暇)

第22条 年次有給休暇は、一の年（1月1日から12月31日までをいう。以下同じ。）における休暇とし、その日数は、一の年において次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号、第3号及び第4号に掲げる職員以外の職員 20日
 - (2) 当該年の中途において新たに職員となったもの及び次号に掲げる職員 その者の当該年における在職期間に応じ、別表第7に掲げる日数（以下この条において「基本日数」という。）
 - (3) 当該年において、国立大学法人の職員となった者、特定独立行政法人の職員となった者、国家公務員（特別職に属する者を含む。）となった者、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人の職員（以下「交流職員等」という。）で、人事交流として引き続き職員となったもの 交流職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第7に掲げる日数から引き続き職員となった日の前日までに使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（1日未満の端数があるときは、切り上げた日数。次号において同じ。）を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）
 - (4) 当該年の前年において、交流職員等であった者で引き続き当該年に新たに職員となったもの又は当該年の前年において職員であった者で引き続き当該年に交流職員等となりその後再び職員となったもの 交流職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（1日未満の端数があるときは、切り捨てた日数。当該日数が20日を超える場合にあつては、20日）を加えて得た日数から、職員となった前日までに使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）
- 2 年度により休暇を付与する機関からの交流の場合は、15日とする。
- 3 前項各号に規定するもののほか、年次有給休暇の付与日数に関し、必要な事項は学長が定める。

(年次有給休暇の繰り越し)

第23条 年次有給休暇（この条の規定により繰り越されたものは除く。）は、20日を限度として、翌年に繰り越すことができる。

(年次有給休暇の届出)

第24条 年次有給休暇は、職員の届け出た時季に与えるものとする。ただし、学長が職員の届け出た時季に休暇を与えることが業務の正常な運営に支障が生ずると認めた場合には、他の時季に与えることができるものとする。

- 2 職員は、年次有給休暇を取得する場合は、学長に対し、事前に別に定める休暇簿（年次有給休暇用）により届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出ることができない場合は、事後速やかに届け出るものとする。

(年次有給休暇の単位)

第25条 年次有給休暇の単位は、1日又は半日とする。ただし、職員の過半数を代表する者と「時間単位年休に関する協定」を締結した場合は、1年（毎年1月1日を起算日とする）につ

き5日の範囲内で1時間を単位とすることができるものとする。

- 2 半日は、原則として、午前8時30分から午後0時、午後1時から午後5時15分及び4時間とする。
- 3 時間を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。

(病気休暇)

第26条 職員が、負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、必要最小限度の期間を病気休暇とする。ただし、連続する病気休暇は原則90日を超えることができない。

- 2 生理日における勤務が著しく困難であるとして女性職員から請求があった場合には、病気休暇を与えるものとする。

(特別休暇)

第27条 職員が、次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当であると認める場合は、当該各号に掲げる期間を特別休暇とする。

- (1) 職員が公職選挙法(昭和25年法律第100号)に定める選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等を行行使する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 職員が骨髄移植のための提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲内の期間
 - ア 地震、暴風雨、噴火等により災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が行われる程度の規模の災害が発生した市町村(特別区を含む。)又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県における生活関連物資の配布、居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他必要な援助作業等の被災者を支援する活動
 - イ 身体障害者療養施設、特別養護老人ホームその他主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動で学長が認める施設における活動
 - ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により状態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助を行う活動
- (5) 職員が結婚の日の5日前から当該結婚の日後3月を経過するまでに、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のために勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する5日の範囲内の期間
- (6) 分娩予定日から起算して8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (7) 女性職員が出産(妊娠満12週以後の分娩をいう。以下同じ。)した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
- (8) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳、託児所への送迎等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけ

るこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

- (9) 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までに、その出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 2日の範囲内の期間（1日ごとに分割することができる。）
- (10) 小学校第6学年の終期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう）、予防接種又は健康診断を受けさせる場合
- ア 小学校第6学年の終期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）が1人の場合 一の年において5日の範囲内の期間
- イ 小学校第6学年の終期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）が2人以上の場合 一の年において10日の範囲内の期間
- (11) 要介護状態にある家族（配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹若しくは孫又はその他の家族であって学長が認めるもの）を介護する職員が、その家族の介護、通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う場合
- ア 要介護状態にある家族が1人の場合 一の年において5日の範囲内の期間
- イ 要介護状態にある家族が2人以上の場合 一の年において10日の範囲内の期間
- (12) 職員の親族（別表第8の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- (13) 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内のものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間
- (14) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内（学長が別に定める職員にあっては、一の年の期間内）における休日及び休日の振替日を除いて、連続又は分割した5日（ただし、8月採用者は3日とし、9月採用者は2日とし、10月採用者は1日とする。）の範囲内の期間
- (15) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 原則として連続する7日の範囲内の期間
- (16) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (17) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (18) 職員が定年に達する場合であって、当該職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該職員が定年に達する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において5日の範囲内の期間
- 2 前項第4号、第5号、第12号、第14号、第15号及び第18号の日数の取扱いについては、時間又は分を単位として取得した場合においても、1日として取り扱う。

（病気休暇及び特別休暇の請求等）

第28条 病気休暇及び特別休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。

- 2 職員は、病気休暇及び特別休暇（第27条第1項第7号を除く。）を請求する場合は、学長に対し、事前に別に定める休暇簿（病気休暇・特別休暇用）により請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ請求することができない場合は、事後速やかに請求するものとする。

- 3 病気休暇が1週間を超える場合は、療養予定期間を記載した医師の診断書を休暇簿（病気休暇・特別休暇用）に添付の上、提出しなければならない。当該療養予定期間を延長する場合も同様とする。
- 4 医師の診断書に基づき療養期間を定めて病気休暇が承認されていた職員が、その療養期間中又は療養後に新たに出勤することとなったときは、その日から就業可能である旨を記載した医師の診断書を提出しなければならない。
- 5 特別休暇を請求する場合は、必要に応じ、その請求事由、期間等を確認することができる書類を休暇簿（病気休暇・特別休暇用）に添付の上、提出しなければならない。

（職務専念義務の免除）

第29条 職員は、次の各号の一に掲げる事由に該当する場合には、当該各号に定める期間、職務専念義務が免除される。

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。）第22条の規定に基づき、妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員（以下「妊産婦職員」という。）が、母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査を受けるため勤務をしないことを承認された場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回（医師又は助産師が異なる指示をした場合には、その指示された回数）、当該産後1年以内で、医師又は助産師の指示により受診するとき、それぞれ1日の範囲内で必要と認められる時間
- (2) 均等法第23条の規定に基づき、妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められ、勤務時間の始め又は終わりにおいて、勤務しないことを承認された場合 勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
- (3) 均等法第23条の規定に基づき、妊娠中の女性職員の業務が母体及び胎児の健康保持に影響があると認められ、適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを承認された場合 勤務時間のはじめから連続する時間若しくは終わりまでの連続する時間又は勤務しないことを請求した職員について他の規定により勤務しないことを承認している時間に連続する時間以外の時間で適宜休息し、又は補食するために必要と認められる時間
- (4) 勤務時間内のレクリエーションに参加を承認された場合 年度を通じて16時間の範囲内の時間
- (5) 勤務時間内に総合的な健康診査を受けることを承認された場合 1日の範囲内で必要と認められる時間
- (6) 対象医師に対し、代償休息の確保が必要な場合 当該代償休息の時間

（職務専念義務の免除の請求）

第30条 職員は、職務専念義務の免除を請求する場合は、学長に対し、事前に別に定める職務専念義務の免除簿（勤務を要しないことの承認）により請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ請求することができない場合は、事後速やかに請求するものとする。

- 2 学長は、前項の請求に対して、母子健康手帳等の提示を求めることができる。

（雑則）

第31条 この規程に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日における年次有給休暇の残日数については、施行日において年次有給休暇にこれを継承する。

附 則（平成17年規程第36号）
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第85号）
この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第87号）
この規程は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成18年規程第59号）
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規程第82号）
この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成19年規程第53号）
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規程第59号）
この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20年規程第14号）
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規程第59号）
この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第5号）
この規程は、平成21年2月23日から施行する。

- 附 則（平成21年規程第16号）
- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
 - 2 この規程の施行日前から引き続き在職する職員であって、施行日の前日における年次有給休暇の残日数に半日の端数があるものの施行日以後の年次有給休暇の日数については、半日を4時間の年次有給休暇とみなして得られる同日における年次有給休暇の残日数とする。

附 則（平成22年規程第13号）
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第46号）
この規程は、平成22年7月12日から施行する。

附 則（平成23年規程第12号）
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第65号）
この規程は、平成23年11月28日から施行し、この規程による改正後の別表第4は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成24年規程第11号）

この規程は、平成24年3月6日から施行し、この規程による改正後の第6条第1項別表第4の規定は、同年2月1日から適用する。

附 則（平成24年規程第49号）

この規程は、平成24年5月24日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成24年規程第50号）

この規程は、平成24年6月20日から施行する。

附 則（平成25年規程第24号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第37号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第65号）

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第19号）

この規程は、平成26年4月15日から施行する。

附 則（平成26年規程第28号）

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第37号）

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第28号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第33号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第71号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第95号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第7号）

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第14号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第26号）

この規程は、学長が別に定める日から施行する。

附 則（平成29年規程第68号）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第10号）
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第25号）
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第46号）
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第72号）
この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第74号）
この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第13号）
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第27号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第34号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第2号）
この規程は、令和3年1月25日から施行する。

附 則（令和3年規程第13号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第28号）
この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第17号）
この規程は、令和5年2月28日から施行する。

附 則（令和6年規程第3号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第5号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第21号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

職員の区分	勤務時間	休憩時間
以下の表に掲げる者以外の職員	午前8：30～ 午後5：15	午後0：00～ 午後1：00

別表第2 (第6条関係)

職員の区分	勤務時間	休憩時間
保健管理センター（巨野原キャンパス及び挾間キャンパス挾間健康相談室）の職員	午前8：30～ 午後5：15	午後1：00～ 午後2：00
教育学部（附属学校及び幼稚園を除く。）、経済学部、理工学部及び福祉健康科学部に勤務する職員のうち、授業等に関連する窓口業務に従事する職員で当該部局長が指定する者	午前9：30～ 午後6：15	午後1：00～ 午後2：00
教育学部附属小学校に勤務する教育職員（1年単位の变形労働時間制を適用する者を除く。）	児童が登校する期間 午前8：00～ 午後4：45	午後1：00～ 午後1：30 午後4：00～ 午後4：30
	児童が登校しない期間 午前8：00～ 午後4：45	午後0：00～ 午後1：00
教育学部附属中学校に勤務する教育職員（1年単位の变形労働時間制を適用する者を除く。）	午前8：00～ 午後4：45	午後0：00～ 午後1：00
教育学部附属特別支援学校に勤務する養護教諭（1年単位の变形労働時間制を適用する者を除く。）	午前8：15～ 午後5：00	午後3：30～ 午後4：30
教育学部附属特別支援学校に勤務する養護教諭以外の教育職員（1年単位の变形労働時間制を適用する者を除く。）	午前8：15～ 午後5：00	午後0：15～ 午後1：15
教育学部附属幼稚園に勤務する教育職員（1年単位の变形労働時間制を適用する者を除く。）	午前8：15～ 午後5：00	午後0：15～ 午後1：15
理工学部の授業等に関連する業務に従事する教務職員並びに	午前9：30～ 午後6：15	午後0：00～ 午後1：00

教室系技術職員で当該部局長が指定する者	午前11:00～ 午後7:45	午後2:15～ 午後3:15
医学部で5時限の授業に従事する職員（当該勤務日に限る。）	午前10:00～ 午後6:45	午後1:15～ 午後2:15
医学部で第2時限の授業に従事する職員（第5時限の授業に従事する職員は除く。当該勤務日に限る。）	午前8:30～ 午後5:15	午後0:10～ 午後1:10
医学部附属病院材料部に勤務する技術職員 医学部附属病院手術部に勤務する技術職員（血液浄化センターの機器操作業務に従事する職員を除く。）	午前8:00～ 午後4:45	午後0:00～ 午後1:00

別表第3（第6条，第11条関係）

1年単位の変形労働時間制を適用する職員

職員の区分	勤務日	勤務時間	休憩時間
教育学部附属小学校に勤務する教育職員	児童が登校する期間	児童が平常登校日の8時間30分労働日	午前8：00～ 午後5：30 午後1：00～ 午後1：30 午後4：00～ 午後4：30
		児童が平常登校日の8時間45分労働日	午前8：00～ 午後5：45 午後1：00～ 午後1：30 午後4：00～ 午後4：30
		児童が早く登校する日の8時間30分労働日	午後1：00～ 午後1：30 午後4：00～ 午後4：30
			午前7：15～ 午後4：45
			午前7：30～ 午後5：00 午後1：00～ 午後1：30 午後4：00～ 午後4：30
		児童が早く登校する日の8時間45分労働日	午前7：30～ 午後5：15 午後1：00～ 午後1：30 午後4：00～ 午後4：30
		9時間45分労働日	午前8：15～ 午後7：15 午後1：00～ 午後1：30 午後5：00～ 午後5：45
		7時間45分労働日	午前8：00～ 午後4：45 午後1：00～ 午後1：30 午後4：00～ 午後4：30
		4時間労働日	午前8：15～ 午後0：15 午後0：00～ 午後1：00
		児童が登校しない期間	午前8：00～ 午後4：45 午後0：00～ 午後1：00
教育学部附属中学校に勤務する教育職員	生徒が登校する期間	8時間45分労働日	午前8：00～ 午後5：45 午後0：50～ 午後1：20 午後4：00～ 午後4：30
		9時間45分労働日	午前8：00～ 午後6：45 午後0：50～ 午後1：20 午後4：00～ 午後4：30

		7時間45分労働日	午前8:00～ 午後4:45	午後0:50～ 午後1:20 午後4:00～ 午後4:30
	生徒が登校しない期間		午前8:00～ 午後4:45	午後0:00～ 午後1:00
教育学部附属特別 支援学校に勤務す る教育職員	児童生徒が 登校する期 間	児童生徒が午後1:30 下校日の8時間45分 労働日	午前8:15～ 午後6:00	午後1:30～ 午後2:30
		児童生徒が平常下校日 の8時間45分労働日	午前8:15～ 午後6:00	午後3:30～ 午後4:30
		宿泊を伴う日の8時間 45分労働日	午前6:15～ 午後4:00	午後2:30～ 午後3:30
		児童生徒が午後1:30 下校日の9時間45分 労働日	午前8:15～ 午後7:00	午後1:30～ 午後2:30
		児童生徒が平常下校日 の9時間45分労働日	午前8:15～ 午後7:00	午後3:30～ 午後4:30
		7時間45分労働日	午前8:15～ 午後5:00	午後3:30～ 午後4:30
		6時間45分労働日	午前8:15～ 午後4:00	午後2:30～ 午後3:30
	児童生徒が登校しない期間		午前8:15～ 午後5:00	午後0:15～ 午後1:15
教育学部附属幼稚 園に勤務する教育 職員	幼児が登園 する期間	8時間15分労働日	午前8:15～ 午後5:30	午後0:15～ 午後1:15
		8時間45分労働日	午前8:15～ 午後6:00	午後0:15～ 午後1:15
		7時間45分労働日	午前8:15～ 午後5:00	午後0:15～ 午後1:15
	幼児が登園しない期間		午前8:15～ 午後5:00	午後0:15～ 午後1:15
財務部財務企画課 の決算業務に従事 する職員	8時間45分労働日		午前8:30～ 午後6:15	午後0:00～ 午後1:00
	9時間45分労働日		午前8:30～ 午後7:15	午後0:00～ 午後1:00
	10時間00分労働日		午前8:30～ 午後7:30	午後0:00～ 午後1:00
	7時間45分労働日		午前8:30～ 午後5:15	午後0:00～ 午後1:00

別表第4（第6条，第9条，第10条関係）

4週間単位の変形労働時間制を適用する職員

職員の区分	休日	勤務時間	休憩時間
医学・病院事務部医事課栄養管理室に勤務する職員のうち給食業務に従事する職員で当該部局長が指定する者	当該部局長が指定する日	午前5:00～午後2:00	午前7:00～午前7:30 午後0:00～午後0:45
		午前8:30～午後5:15	午後0:00～午後1:00
		午前8:30～午後5:30	午後0:00～午後1:00 午後3:45～午後4:00
研究マネジメント機構研究支援センター動物管理部門に勤務する職員のうち動物飼育業務に従事する職員で当該部局長が指定する者	当該部局長が指定する日	月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15	午後0:00～午後1:00
		土曜日 午前8:30～午後0:30	午前10:30～午前10:45
		月曜日～金曜日の午前 の4時間勤務日 午前8:30～午後0:45	午前10:30～午前10:45
		月曜日～金曜日の午後 の4時間勤務日 午後1:00～午後5:15	午後3:00～午後3:15
医学部附属病院に勤務する職員のうち検査業務に従事する職員で当該部局長が指定する者	当該部局長が指定する日	午前6:00～午後2:45	午前10:00～午前11:00
		午前7:00～午後3:45	午前11:00～午後0:00
		午前7:30～午後4:15	午前11:30～午後0:30
		午前8:00～午後4:45	午後0:00～午後1:00
		午前8:30～午後5:15	午後0:15～午後1:15
		午前9:15～午後6:00	午後1:15～午後2:15
		午前10:15～午後7:00	午後2:15～午後3:15
		午前11:15～午後8:00	午後3:15～午後4:15
		午前8:30～午前8:30 午後5:15～午前8:30	午後0:15～午後1:15 午後10:00～午前5:00
医学部附属病院に勤務する職員のうち放射線業務に従事する職員で当該部局長が指定する者	当該部局長が指定する日	午前8:30～午後5:15	午後0:15～午後1:15
		午前8:30～午前8:30	午後0:15～午後1:15 午後10:00～午前5:30
		午後0:00～午後8:45	午後4:00～午後5:00
		午後0:30～午後9:15	午後4:30～午後5:30
		午後5:15～午前8:30	午後7:45～午後8:15 午後10:00～午前5:00
医学部附属病院に勤務する職員のうち薬剤業務に従事する職員	当該部局長が指定する日	午前7:30～午後4:15	午前11:15～午後0:15
		午前8:30～午後5:15	午後0:15～午後1:15

で当該部局長が指定する者		午前9:15～午後6:00	午後1:15～午後2:15
		午前10:15～午後7:00	午後2:15～午後3:15
		午前11:15～午後8:00	午後3:15～午後4:15
		午後0:00～午後0:00	午後4:30～午後5:15 午後10:00～午前5:15 午前8:30～午前9:00
		午後5:15～午前8:30	午後7:45～午後8:15 午後10:00～午前5:00
医学部附属病院に勤務する職員のうち血液浄化センターの機器操作業務に従事する職員で当該部局長が指定する者	当該部局長が指定する日	午前8:00～午後4:45	午後0:00～午後1:00
医学部附属病院に勤務する職員のうち看護業務に従事する職員で当該部局長が指定する者	当該部局長が指定する日	午前0:00～午前8:45	午前4:00～午前5:00
		午前7:00～午後3:45	午前11:00～午後0:00
		午前7:15～午後4:00	午前11:15～午後0:15
		午前7:30～午後4:15	午前11:30～午後0:30
		午前7:45～午後4:30	午前11:45～午後0:45
		午前8:00～午後4:45	午後0:00～午後1:00
		午前8:00～午後9:00	午後0:00～午後0:45 午後4:30～午後5:00
		午前8:30～午後5:15	午後0:30～午後1:30
		午前9:00～午後5:45	午後1:00～午後2:00
		午前10:15～午後7:00	午後2:15～午後3:15
		午前11:15～午後8:00	午後3:15～午後4:15
		午後0:15～午後9:00	午後4:15～午後5:15
		午後0:45～午後9:30	午後4:45～午後5:45
		午後3:15～午前0:00	午後7:15～午後8:15
		午後3:30～午前9:00	午後7:00～午後7:30 午前0:30～午前1:15 午前5:00～午前5:45
		午後4:00～午前9:30	午後8:00～午後8:30 午前0:30～午前1:15 午前5:00～午前5:45
		午後8:00～午前9:00	午前0:30～午前1:15 午前5:00～午前5:45
		午前7:00～午前10:45	
		午前8:00～午前11:45	
		午前8:30～午後0:30	
午後0:00～午後3:45			
午後1:00～午後4:45			
午後1:00～午後5:00			
医学部附属病院に勤務する職員のうち高度救命救急センター、集	当該部局長が指定する日	午前8:30～午後5:15	午後0:15～午後1:15
		午前8:30～午後5:15	午後0:00～午後1:00

中治療部, 新生児集中治療室の教員で当該部局長が指定する者		午前8:30～午前8:30	午後0:15～午後1:15 午後10:00～午前5:30
		午前8:30～午前8:30	午後0:00～午後1:00 午後10:00～午前5:30
		午後5:15～午前8:30	午後10:00～午前5:30
		午後4:30～午前9:30	午後6:15～午後7:00 午前6:45～午前7:30
		午後5:15～午前9:45	午後8:00～午後8:30 午前6:30～午前7:00
		午後5:15～午前11:30	午後7:00～午後8:00 午前1:00～午前2:00 午前7:15～午前8:00
		午後3:30～午前9:00	午後7:30～午後8:00 午前1:00～午前2:00 午前7:00～午前7:30
		午後5:15～午前9:45	午前1:00～午前2:00
医学部附属病院等に勤務する職員のうち診療業務に従事する教員で当該部局長が指定する者	当該部局長が指定する日	別に定める勤務時間変更願による。	別に定める勤務時間変更願による。
裁量労働制を希望しない教員で、変形労働制の適用が必要な者 (集中講義等で、裁量労働制が解除された期間の変形労働時間制を含む。)	当該部局長が指定する日	別に定める勤務時間変更願による。	別に定める勤務時間変更願による。

注 当表に掲げる検査部, 放射線部, 薬剤部及び看護部の技術職員並びに交代制勤務を行う教員については, 勤務区分及び個人ごとの勤務割表を参考として明示する。

別表第5（第6条関係）

専門業務型裁量労働制	みなし労働時間
<p>主として研究に従事する教授，准教授，講師，助教及び助手で希望する者（診療業務に従事する者を除く。）には，労使協定を締結し，専門業務型裁量労働制を導入することができる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 休日は，就業規則に定めるところによる。・ 休日又は深夜に労働する場合は，時間外労働，休日労働に関する労使協定に定めるところによる。・ 休日又は深夜に労働した場合は，給与規程に定めるところにより割増給を支払う。	7時間45分

別表第6（第6条関係）

勤務の区分	勤務時間	休憩時間
早1	午前7：30～午後4：15	午前11：00～午後0：00
早2	午前8：00～午後4：45	午前11：30～午後0：30
遅1	午前9：00～午後5：45	午後12：30～午後1：30
遅2	午前9：30～午後6：15	午後1：00～午後2：00
遅3	午前10：00～午後6：45	午後1：30～午後2：30
遅4	午前10：30～午後7：15	午後2：00～午後3：00
遅5	午前11：00～午後7：45	午後2：30～午後3：30
遅6	午前11：30～午後8：15	午後3：00～午後4：00
遅7	午後1：00～午後9：45	午後4：30～午後5：30

別表第7（第22条関係）

在 職 期 間	日 数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

別表第8（第27条関係）

親 族	日 数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじやおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては3日）
おじやおばの配偶者	1日